

農業者等による協議の結果の公表について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年4月 日

宮崎市長 戸敷 正

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

- ・池内 地区 [大宮]
- ・新別府 地区 [櫛]
- ・木花・島山、木崎、今江 地区 [木花]
- ・元村 地区 [住吉]
- ・塩路・四本松、北部、南部、金吹山 地区 [住吉]
- ・細江 地区 [生目]
- ・椎屋形、たぶの木 地区 [生目]
- ・有田 地区 [生目]
- ・柏原 地区 [生目]
- ・跡江基盤整備 地区 [生目]
- ・佐土原町南田 地区
- ・佐土原町下村 地区
- ・佐土原町新宮 地区
- ・佐土原町伊倉 地区
- ・佐土原町江原 地区
- ・佐土原町田島 地区
- ・田野町鹿村野 地区
- ・田野町北 地区
- ・田野町八重 地区
- ・田野町村内 地区
- ・高岡町上倉 地区
- ・高岡町小山田、麓 地区
- ・高岡町一里山 地区
- ・清武町上下南加納、上中野 地区
- ・清武町木原、永田、黒坂、下中野 地区
- ・清武町船引 地区
- ・清武町谷ノ口、松ノ木田、正手、岡 地区
- ・清武町黒北 地区
- ・清武町北今泉 地区
- ・清武町南今泉 地区

- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成28年3月23日

- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

地区名	経営体数	法人	個人	集落営農 (任意組織)	計
池内		2	43		45
新別府		1	10		11
木花・島山、木崎、今江			46		46
元村			10		10
塩路・四本松、北部、南部、金吹山		2	46		48
細江			21	1	22
椎屋形、たぶの木			10		10
有田			17		17
柏原		1	9		10
跡江基盤整備		1	23		24
佐土原町南田		1	14		15
佐土原町下村		1	6		7
佐土原町新宮			10		10
佐土原町伊倉			17		17
佐土原町江原			13		13
佐土原町田島			22	1	23
田野町鹿村野			33		33
田野町北		3	58		61
田野町八重			43		43
田野町村内		1	61		62
高岡町上倉			13		13
高岡町小山田、麓		1	13		14
高岡町一里山		1	31		32
清武町上下南加納、上中野			10		10
清武町木原、永田、黒坂、下中野		1	47		48
清武町船引			7		7
清武町谷ノ口、松ノ木田、正手、岡			11		11
清武町黒北			19		19
清武町北今泉			22		22
清武町南今泉			24		24

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

地区名	担い手の確保状況
<ul style="list-style-type: none"> ・木花・島山、木崎、今江 ・塩路・四本松、北部、南部、金吹山 ・椎屋形、たぶの木 ・佐土原町南田 ・佐土原町新宮 ・田野町鹿村野 ・田野町北 ・田野町八重 ・田野町村内 ・高岡町小山田、麓 ・高岡町一里山 ・清武町木原、永田、黒坂、下中野 	<p style="text-align: center;">担い手は十分確保されている</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・池内 ・新別府 ・元村 ・細江 ・有田 ・柏原 ・跡江基盤整備 ・佐土原町下村 ・佐土原町伊倉 ・佐土原町江原 ・佐土原町田島 ・高岡町上倉 ・清武町上下南加納、上中野 ・清武町船引 ・清武町谷ノ口、松ノ木田、正手、岡 ・清武町黒北 ・清武町北今泉 ・清武町南今泉 	<p style="text-align: center;">担い手はあるが十分ではない</p>

5 農地中間管理機構の活用方針

地区名	活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・池内 ・田野町八重 ・田野町村内 ・高岡町上倉 ・高岡町小山田、麓 ・高岡町一里山 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域の農地所有者」、「農業をリタイア・経営転換する人」、「担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人」は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

地区名	活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・元村 ・有田 ・田野町鹿村野 ・清武町上下南加納、上中野 ・清武町木原、永田、黒坂、下中野 ・清武町船引 ・清武町谷ノ口、松ノ木田、正手、岡 ・清武町黒北 ・清武町北今泉 ・清武町南今泉 	<ul style="list-style-type: none"> ・「農業をリタイア・経営転換する人」は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
<ul style="list-style-type: none"> ・跡江基盤整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域の農地所有者」、「農業をリタイア・経営転換する人」、「担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人」は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・跡江農用地利用管理組合が主体となって農地の集積をとりまとめた上で、農地中間管理機構に貸し付ける。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐土原町南田 ・佐土原町下村 ・佐土原町新宮 ・佐土原町伊倉 ・佐土原町田島 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域の農地所有者」、「農業をリタイア・経営転換する人」、「担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人」は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・機構集積協力金の活用のために農地中間管理機構への貸し付けに理解を示す農地所有者は、農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ハウスについても、農地の耕作者が経営中止又は亡くなるなどした場合、施設の承継や産地の維持が図られるように農地中間管理機構を活用する。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐土原町江原 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域の農地所有者」、「農業をリタイア・経営転換する人」、「担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人」は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・機構集積協力金の活用のために農地中間管理機構への貸し付けに理解を示す農地所有者は、農地中間管理機構に貸し付ける。
<ul style="list-style-type: none"> ・田野町北 	<ul style="list-style-type: none"> ・「農業をリタイア・経営転換する人」、「担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人」は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

地区名	活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・新別府 ・木花・島山、木崎、今江 ・塩路・四本松、北部、南部、 金吹山 ・細江 ・椎屋形、たぶの木 ・柏原 	未定

6 地域農業の将来のあり方

地区名	取組事項
池内	<ul style="list-style-type: none"> ・生産品目の明確化 ・高付加価値化 ・その他 <p>(株)池内米生産組合をはじめとする担い手に対し、計画的に農地を集積・集約するとともに、地域内において、加工用米やWCS用稲の団地化を進める。</p>
新別府	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 <p>中心となる経営体（担い手）が今後も自身の経営を維持し、農地が空く場合には、その農地を担い手が耕作することで地域の農業を守る。</p>
木花・島山、 木崎、今江	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 <p>本地域においては、正蓮寺地区の排水を改善することが長年の課題になっており、これが解消されると、担い手も確保しやすくなると認識している。そのため、担い手への集約や新規就農を促進し農地を守る取組みを行いながら、排水対策（正蓮寺地区）のための事業の実施に向けても引き続き取り組む。</p>
元村	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 <p>施設園芸主体の中心経営体については現在の経営規模を維持しながら自身の経営発展を目指す。規模拡大を行う場合は、農地中間管理機構を利用し、農地の賃貸借を行う。</p> <p>また、飼料稲、水稻の作付けを中心としている経営体は、農地中間管理機構を利用した農地の集積・集約により効率化を図り、地区の耕作放棄地の解消を行う。</p>
塩路・四本松、 北部、南部、 金吹山	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 <p>中心経営体がそれぞれの農業経営を維持することを基本とし、将来的に農地を手放す者が出来た際には地域での話し合いを行いながら対応することで、当面地域の農地、農業を守ることにする。</p>

地区名	取組事項
細江	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 <p>楽農会をはじめとする現在の中心経営体のみで地域の農地を担っていくことは難しい状況である。そのため、細江地域の農業者や農地の所有者の参画を促し、それぞれが役割分担の中でできる作業を担うことで、中心経営体の負担を軽減しながら、地域全体で農地を守っていくことのできる仕組みづくりを検討する。</p> <p>また、鳥獣害被害や農地に隣接する杉による日照不足の解消に向けた取組みを合わせて実施する。</p>
椎屋形、たぶの木	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 <p>中心経営体がそれぞれの農業経営を維持することを基本とし、将来的に農地を手放す者が出てきた際には地域での話し合いを行いながら対応する。</p>
有田	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農の促進 ・その他 <p>近年、新規就農者の入植が多い有田地区においては、新規就農の促進を行い、地域農業が持続される仕組みを作ることが重要である。</p> <p>しかしながら、地域内には条件の悪い農地も多いため、地域内の河川改修や基盤整備の実施に向けた取組を今後も継続する必要がある。</p>
柏原	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 <p>中心経営体がそれぞれの農業経営を維持することを基本とし、将来的に農地を手放す者が出てきた際には地域での話し合いを行いながら対応する。</p>
跡江基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・その他（農地の有効利用） <p>今後も高齢化にともない農業従事者の減少が見込まれるなか、耕作放棄地を発生させないように、跡江農用地利用管理組合を活用して地域の中心となる経営体に農地を集積し、地区内の農地及び農業を維持していく。</p>
佐土原町南田	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 <p>地域の中心となる経営体に農地集積を行い、作業の効率化を図る。</p>
佐土原町下村	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 <p>地域の中心となる経営体に農地集積を行い、作業の効率化を図る。</p>
佐土原町新宮	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 <p>地域の中心となる経営体に農地集積を行い、作業の効率化を図る。</p>
佐土原町伊倉	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 <p>地域の中心となる経営体に農地集積を行い、作業の効率化を図る。</p>
佐土原町江原	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 <p>地域の中心となる経営体に農地集積を行い、作業の効率化を図る。</p>

地区名	取組事項
佐土原町田島	<ul style="list-style-type: none"> ・その他（集落営農の組織化） <p>地域の中心となる経営体に農地集積を行い、作業の効率化を図る。</p> <p>営農組織の設立について検討を行う。</p>
田野町鹿村野	<ul style="list-style-type: none"> ・生產品目の明確化
田野町北	<ul style="list-style-type: none"> ・生產品目の明確化 ・複合化 ・6次産業化 ・高付加価値化 ・新規就農の促進
田野町八重	<ul style="list-style-type: none"> ・高付加価値化 ・その他（規模拡大） <p>現状の作付規模を1.5倍から2倍程度にもっていくために、まずは全地区民で鳥獣から農用地を守り、安心して作付けできる体制を早期に創出し、その上で分散錯圃の解消や圃場の集積・集約化を図りながら圃場の条件改善に取り組む。</p> <p>また、共同利用機械の導入、漬物や菓子加工品などの開発、引退した高齢農家などの働き口の確保などについての研究を行う。</p>
田野町村内	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 <p>加工用米の多収性品種の導入等、関係機関とともに検討する。</p> <p>また、飼料作物や加工甘藷の団地化等による作物のゾーニングや、無人ヘリコプターの利用が出来ないかを検討していく。</p>
高岡町上倉	<ul style="list-style-type: none"> ・生產品目の明確化 ・高付加価値化 ・新規就農の促進 ・その他 <p>良食味米の銘柄化の検討や飼料用稲の生産拡大を進めていく。</p> <p>また、地域全体として農作業を助け合いながら、共同作業等の集落営農の取組みを検討する。</p>
高岡町小山田、麓	<ul style="list-style-type: none"> ・複合化 ・6次産業化 ・その他 <p>葉たばこなどの土地利用型農業の誘導も見られるものの、水田の区画は比較的小規模であるため担い手への集約化は進展していない。</p> <p>今後は農地の有効活用を図るため、地区外からの担い手の誘導を含めた検討を進めていく。</p>
高岡町一里山	<ul style="list-style-type: none"> ・複合化 ・6次産業化 ・高付加価値化 ・その他 <p>肥培管理・経営管理の改善により効率的経営を進めるとともに、栽培品目や品種の転換を含め、農家民泊や有機栽培などの地区の自然環境を活かしながら、豊かな価値の創出について検討していく。</p>

地区名	取組事項
清武町上下南 加納、上中野	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農の促進 ・その他（耕作放棄地の解消） 地域の中心となる経営体に農地集積を図り、作業の効率化とコスト削減、規模拡大を目指す。
清武町木原、 永田、黒坂、 下中野	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農の促進 ・その他（耕作放棄地の解消） 地域の中心となる経営体に農地集積を図り、作業の効率化とコスト削減、規模拡大を目指す。
清武町船引	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農の促進 ・その他（耕作放棄地の解消） 地域の中心となる経営体に農地集積を図り、作業の効率化とコスト削減、規模拡大を目指す。
清武町谷ノ口、 松ノ木田、正手、 岡	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農の促進 ・その他（耕作放棄地の解消） 高齢化の影響により、将来的に耕作放棄地が発生した際には、地域の中心経営体に農地集積を図り、作業の効率化とコスト削減、規模拡大を目指す。
清武町黒北	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農の促進 ・その他（耕作放棄地の解消） 地域の中心となる経営体に農地集積を図り、作業の効率化とコスト削減、規模拡大を目指す。
清武町北今泉	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農の促進 ・その他（耕作放棄地の解消） 地域の中心となる経営体に農地集積を図り、作業の効率化とコスト削減、規模拡大を目指す。
清武町南今泉	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農の促進 ・その他（耕作放棄地の解消） 地域の中心となる経営体に農地集積を図り、作業の効率化とコスト削減、規模拡大を目指す。

文書取扱 農政部農政企画課担い手対策係
電話0985-21-1785